

PTA補償制度のお知らせ

本校では、安心してPTA活動ができる体制作りの一環として、PTA補償制度に加入しています。
PTAの管理下（集合から解散まで）および往復途上において父母会員、教師会員および児童がケガをした場合や賠償責任が生じた場合に見舞金をお支払いします。

〈本制度の特長〉

1. PTA主催・共催する行事中にPTA会員と児童生徒が被ったケガを補償します。
2. PTA主催・共催するPTA活動において、第三者賠償やPTAが借用したものを壊した場合の賠償も補償されます。
3. PTA活動中のバザーで提供した飲食物により食中毒が発生した場合の賠償も補償されます。
4. 保険金の請求手続きは簡単で、迅速に支払われます。

《PTA補償制度の補償内容》

種類	補償の対象	保険金額（支払限度額）
日常生活 傷害補償保険	PTA会員および生徒 PTA会員の 同居の親族 PTA行事への参加が 事前に認められている 者全員	1名につき 死亡 } 1,600 千円 後遺障害 } 入院日額 2,400 円 通院日額 1,500 円
PTA 管理者賠償責任 保険	PTA	〈PTA活動遂行に伴う賠償責任〉 身体 1名につき 100,000 千円 1事故につき 200,000 千円 (自己負担額 1,000 円) 財物 1事故につき 5,000 千円 (自己負担額 1,000 円) 〈保管物賠償責任〉 財物 保険期間中 5,000 千円 (自己負担額 5,000 円) 限度額：1名につき 10 万円

※詳細についてのお問い合わせは、takanehigashipta@gmail.com（高根東小学校PTA窓口）までお願いします。なお、いただいた内容は理事間で共有させていただきます。

